

平成15年度障害者雇用施策関係予算概算要求の主要事項

厚生労働省障害者雇用対策課

平成15年度要求額 13,441(13,657)百万円

〔施策の概要〕

障害の重度化、多様化により職業的自立が困難な障害者が増加する中で障害者の職業を通じた社会参加を一層促進するとともに、障害者をめぐる厳しい雇用情勢、企業の経営環境の変化に適切に対応するため、障害者雇用施策の見直しを図る必要がある。

このため、平成15年度は、平成14年度に施行された障害者雇用促進法の改正を踏まえ、雇用と福祉の連携による障害者の職業生活の自立支援策を強化するとともに、障害者に多様な雇用の場を提供するほか、精神障害者の雇用施策を推進するなど、障害者雇用の促進を図るための体制整備を進めることとする。

I 雇用と福祉の連携による障害者の自立支援

1 職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援事業の推進

〔要求額 1,975(1,814)百万円〕

授産施設を含む社会福祉法人等の協力機関と連携し、職場への適応が困難な障害者の働く職場にジョブコーチを派遣することにより、職業的自立のための実践的な支援を行う事業を拡充する。

（対象者数 約2,400人→約2,900人）

2 障害者就業・生活支援センターの拡充による就業・生活の一体的支援の推進

〔要求額 996(546)百万円〕

障害者の就業・生活支援を身近な地域で行えるようにするため、「障害者就業・生活支援センター」を地域での雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携の拠点と位置付け、一体的な支援を行う事業を拡充する。

（47センター→87センター）

II 障害者の雇用機会の拡大

1 障害者試行雇用事業の推進

〔要求額 480(389)百万円〕

民間の事業所に障害者を短期の試行雇用（概ね3カ月）の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用のきっかけづくりを積極的に推進するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用への移行を促進する。

（対象者数 2,200人→3,200人）

2 ITを活用した重度障害者の職業自立の推進

[要求額 85 (23) 百万円]

ITを活用した重度障害者の在宅就労を通じた就業機会の確保を促進するため、事業主等に対する広報・啓発や相談・助言活動及び重度障害者に対する在宅雇用・就労に関する相談・情報提供や実践的指導を行う。

(支援機関数 5カ所→10カ所)

3 障害者の再就職支援の推進

[要求額 351 (366) 百万円]

障害者を多数雇用している企業のOB等障害者雇用に関する知識を有する者を障害者求人開拓推進員として委嘱し、障害者である有効求職者が多数登録されている公共職業安定所に配置し、積極的な障害者向け求人の開拓を図る。

また、障害のある求職者と企業とが一堂に会する集団面接会を開催し、障害者の就職の促進を図る。

4 当事者団体と連携した障害者の職業自立等啓発事業の実施

[要求額 37 (37) 百万円]

身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、それぞれ当事者団体との連携により当事者間でのカウンセリングや家族に対する相談、情報提供等の事業を行うことにより、職業的自立の促進を図る。

III 精神障害者の雇用施策の推進

1 雇用支援の対象とする精神障害者の把握、確認方法等に関する調査研究

[要求額 4 (4) 百万円]

精神障害者を雇用義務制度の対象とするための必要な準備として、雇用支援の対象とする精神障害者の把握方法及び確認方法の確立、採用後精神障害者を含む精神障害者の実態把握等の課題を解決するため、関係者の参画する調査研究の場を設け検討を進める。

2 基本的労働習慣を付与するための職業準備支援事業の実施

[要求額 648 (675) 百万円]

コミュニケーションの能力や労働意欲に関する指導と作業を通じて基本的な労働習慣を身につけるための訓練を組み合わせ、精神障害者を含め障害者各人の課題を合わせたカリキュラムにより、就職に向けた準備性を高めるための支援を実施する。

3 医療機関等と連携した精神障害者の実践的な求職活動指導（ジョブガイダンス）
の実施

[要求額 84 (86) 百万円]

医療機関等の利用者と、就職意欲は高いものの就職するための準備が十分に整っていない精神障害者を就職に結びつけるため、公共職業安定所から医療機関等に出向き、就職活動に関する知識や方法を実践的に示す事業を実施。

（実施安定所数 全国 47 安定所）

【参考】

○ 特定求職者雇用開発助成金による精神障害者の雇い入れ促進

[要求額 564 (278) 百万円]

障害者等就職が困難な者を雇い入れた事業主に対してその賃金の一部を助成する。

（平成14年度から精神障害者の取扱いを拡充）